

## 資料 2-2

健感発 0808 第 2 号  
食安検発 0808 第 1 号  
平成 26 年 8 月 8 日

健感発 0905 第 1 号  
食安検発 0905 第 4 号  
一部改正 平成 26 年 9 月 5 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長  
(公印省略)  
医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長  
(公印省略)

### アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

現在、アフリカのギニア、リベリア、シェラレオネ、ナイジェリア及びコンゴ民主共和国（以下「エボラ出血熱の発生国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いていること、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ4カ国では3,706名の患者のうち、1,848名が死亡（平成26年8月31日現在）、コンゴ民主共和国では58名の患者のうち、31名が死亡（平成26年9月3日現在）している。

また、WHOは、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8月8日にエボラ出血熱が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。

#### 記

##### 1 入国者への対応

エボラ出血熱の発生国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の発生国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。

また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の発生国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。

##### 2 仮検疫済証の交付

検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であって

も、エボラ出血熱の発生国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

### 3 エボラ出血熱の発生国からの入国者の取扱い

エボラ出血熱の発生国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、（1）のとおり医師による診察を行うとともに、（2）のとおり健康監視を行うこと。

#### （1）診察等

診察の結果、38℃以上の発熱に加え、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、胸痛、腹痛、嘔吐、下痢、食思不振、脱力、原因不明の出血などの症状があり、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われる判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前21日以内に、エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴がある者

イ 到着前21日以内に、コウモリ、靈長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者

また、ア又はイのいずれかに該当する者のうち、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第14条第1項第2号の規定に基づき停留の措置をとること。

#### （2）健康監視

エボラ出血熱の発生国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、（1）のア又はイのいずれかに該当する者（（1）により隔離又は停留の措置を受ける者を除く。）については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、504時間（21日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとすること。

この間、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、医療機関において診察を受けるべき旨その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。）に対して、当該者の氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程、健康状態、当該者に対して指示した事項、当該者に係る国内における居所及び連絡先並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

なお、当該通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

#### **4 患者等の搬送**

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合は、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

#### **5 渡航者への情報提供**

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

#### **6 報告**

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

## エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)（別添1）

平成26年8月7日版

エボラ出血熱様症状の患者

※当該対応は、今後の状況により変更予定

### 医療機関

- 届出基準に基づき、発熱、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、胸痛、腹痛、嘔吐、下痢、食思不振、脱力、原因不明の出血などの症状や所見、渡航歴※1、接触歴※3等からエボラ出血熱が疑われる判断した場合※4、最寄りの保健所への情報提供を行う。なお、この時点では感染症法に基づく疑似症としての届出は不要※5。
- 保健所と相談の上、検査を実施する場合は、検体(血液(血清含む)、咽頭拭い液、尿等)の採取を行う※6。

参考: 医療機関から検体提供を求める要件は以下の1、2及び3のいずれにも合致する場合とする  
 ただし、必ずしもこの要件に限定されるものではない

1. 38°C以上の発熱に加え、上記のようなエボラ出血熱を疑う症状がある
2. 発症前3週間に疫学的なリスクがある(以下の3項目は例示)
  - エボラ出血熱患者(疑い患者含む)の体液等(血液・体液や吐物・排泄物など)との直接接觸がある
  - エボラ出血熱流行地域※1への渡航歴や居住歴があること
  - エボラ出血熱発生地域※2由来のコウモリ、靈長類等に直接手で接觸するなどの接觸歴がある
3. 他の感染症によることが明らかな場合又は他の病因為明らかな場合は除く

### 保健所

- 症例についての概要を取りまとめ、都道府県等へ報告
- 検査の実施を都道府県等と相談

検査を実施しない場合

検査を実施する場合

### 都道府県等

- 厚生労働省へ報告、検査の実施について厚生労働省と相談
- 検査の実施を決定
- 国立感染症研究所へ検査依頼

### 厚生労働省

- 専門家の意見も踏まえ、検査の実施の有無について助言
- 検査を実施する場合には、国立感染症研究所へ検査依頼

行政による対応終了

注)必要があれば、フォローする。

### 保健所・都道府県等

- 医療機関から患者検体を確保※6
- 国立感染症研究所と検体の送付方法等を相談した上で、国立感染症研究所へ検体送付※6
- 患者の同意を得た上で、特定・第1種感染症指定医療機関へ移送することを検討※7

国立感染症研究所ウイルス第一部へ  
検体を送付

### 国立感染症研究所

- エボラウイルスの確認検査の実施
- 厚生労働省(結核感染症課)へ報告

陽性

### 厚生労働省

- 当該都道府県等への検査結果の連絡・調整
- 公表

陰性

### 厚生労働省

- 当該都道府県等へ連絡

連絡・調整

### 都道府県等

- 保健所経由で医療機関へ報告

### 都道府県等

- 保健所へ連絡
- 厚生労働省と連絡・調整
- 公表
- 保健所
- 医療機関へ報告

報告

### 医療機関

- 保健所を経て、都道府県知事に確定例として届出

※1 現在流行している地域は西アフリカのギニア、シエラレオネ、リベリア

※2 これまで発生の報告があるアフリカ地域は、上記※1に加え、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボアール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

※3 エボラ出血熱患者やエボラ出血熱疑い患者の血液などの体液等との直接接觸や現地のコウモリなどとの直接的な接觸

※4 潜伏期間は2~21日間(平均約1週間)。突然の発熱で発症。鑑別を必要とする疾患は、他のウイルス性出血熱、腸チフス、発しんチフス、赤痢、マラリア、デング熱、黄熱等

※5 現時点では、国内において症例が確認されていないことから、慎重な対応を行うため、症状のみでの疑似症の届出は不要とする。

※6 エボラ出血熱診断マニュアル(国立感染症研究所 病原体検出マニュアル [http://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/ebola\\_2012.pdf](http://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/ebola_2012.pdf))を参照

※7 「感染症の患者の移送の手引きについて」(平成16年3月31日健感発第0331001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

# エボラ出血熱について

※現時点において我が国では患者発生の報告はない。

## 【検疫所】

発生国（ギニア、リベリア、シエラレオネ、ナイジェリア、コンゴ）からの入国者



1. 日常的に実施しているサーモグラフィーによる体温測定

発生国に滞在していた人に対し、その旨自己申告を呼びかける

2. 発生国からの入国者については検疫官による聞き取りを行なう



(1) 医師による診察等

症状や接触歴※の確認

※接触歴について

①到着前 21 日以内に、エボラ出血熱患者（疑い患者含む）の体液等（血液、  
体液、吐物、排泄物など）との接触

②到着前 21 日以内に、こうもり、靈長類等に直接手で接触するなどの接触

→隔離措置（医療機関：福岡東医療センター）

(2) 健康監視

上記①②のいずれかに該当し、隔離または停留の措置を受けなかった場合、国内における居住及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業ならびに旅行の日程について報告を求める。また、出発日から 21 日（504 時間）内においては、1 日 2 回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求める。

## 【医療機関】

エボラ出血熱様症状の患者



症状、渡航歴および接触歴からエボラ出血熱が疑われると判断した場合、最寄りの保健所へ連絡し、保健所と相談して対応にあたる。